

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	子ども・子育て支援基金ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども政策課				
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと寄附、その他寄附による寄附者への感謝状・礼状送付のため				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所				
記 録 範 囲	あしやふるさと寄附金（子ども・子育て支援）を申し込みした者				
記録情報の収集方法	本人の寄附申し込み				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	児童手当給付ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども政策課				
個人情報ファイルの利用目的	児童手当の支給に関する事務に利用するため				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人情報 の有無	あり
記 録 項 目	<p>1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名か、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書か、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号未番、25.預金種別区分、26.名義人か、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名か、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書か、37.送付先方書漢字、38.認定番号、39.履歴番号、40.ワグ履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効ワグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.受給者個人番号、50.受給者異動事由コード、51.受付番号、52.請求年月日、53.額改定届出日、54.消滅届出日、55.認定年月日、56.年度、57.算定児童数、58.手当月額、59.認定区分、60.認定理由コード、61.被用者区分、62.配偶者有無ワグ、63.配偶者個人番号、64.配偶者被用者区分、65.年金種別コード、66.年金保険証番号、67.支払方法区分、68.開始年月、69.消滅年月日、70.消滅理由コード、71.額改定決定年月日、72.額改定年月、73.額改定理由コード、74.差止年月日、75.差止解除年月日、76.差止理由コード、77.変更年月、78.備考_160、79.総所得金額、80.控除総額、81.児童手当所得額、82.譲渡有無ワグ、83.普通扶養人数、84.老人扶養人数、85.普通障害人数、86.特別障害人数、87.高齢者有無ワグ、88.寡婦有無ワグ、89.特別寡婦有無ワグ、90.勤労学生有無ワグ、91.普通障害有無ワグ、92.特別障害有無ワグ、93.紺員失額、94.医療費、95.小規模企業共済等掛金控除額、96.審査判定区分、97.申告ワグ、98.改定年月、99.住民税取込ワグ、100.みなし寡婦ワグ、101.みなし特別寡婦ワグ、102.税取込総所得金額、103.特例適用利子等所得額、104.特例適用配当等所得額、105.条約適用利子等所得額、106.条約適用配当等所得額、107.その他所得額、108.公共用地取得特別控除額、109.その他控除額、110.要件児童個人番号、111.要件児童履歴番号、112.続柄コード、113.第何子、114.同居区分、115.監護有無ワグ、116.生計区分、117.開始理由コード、118.終了年月、119.終了理由コード、120.小学校修了前特例給付該当年月日、121.非支給年月日、122.児童用非支給年月日、123.非該当年月日、124.現況届受付年月日、125.現況届審査判定区分、126.決定年月日、127.認定却下事由コード、128.現況届処理状況、129.処理区分コード、130.通知状態区分コード、131.通知様式区分コード、132.通知作成年月日、133.児童数3歳未満、134.児童数3歳以上、135.児童数中学生、136.手当額3歳未満、137.手当額3歳以上、138.手当額中学生、139.予備01、140.予備02、141.予備03、142.予備04、143.予備05、144.個人番</p>				

号、145. 対象年度、146. 履歴判定、147. 徴収区分、148. 決議年月日、149. 住民税異動区分コード、150. 異動年月日、151. 住民税整理番号、152. 賦課資料区分コード、153. 書式区分、154. 無職無収入コード、155. 均等割区分、156. 均等割パターン番号、157. 入力区分、158. 営業所得額、159. 農業所得額、160. その他事業所得額、161. 不動産所得額、162. 利子所得額、163. 配当所得ワグ、164. 配当所得額、165. 株式配当所得額、166. 公募外貨配当所得額、167. 公募他配当所得額、168. その他配当所得額、169. 所得税配当所得額、170. 所得税株式配当所得額、171. 所得税公募外貨配当所得額、172. 所得税公募他配当所得額、173. 所得税その他配当所得額、174. 給与所得額、175. 主たる給与支払額、176. 従たる給与支払額、177. 給与支払額内数専従者給与額、178. 特定支出控除額、179. 雑所得額、180. 公的年金支払額、181. 年金雑所得額、182. その他雑所得額、183. 総合譲渡短期所得額、184. 総合譲渡短期差引額、185. 総合譲渡長期所得額、186. 総合譲渡長期差引額、187. 総合譲渡分特別控除額、188. 総合譲渡特別設定ワグ、189. 総合譲渡逆算ワグ、190. 一時所得額、191. 一時差引額、192. 総合一時所得額、193. 短期一般所得額、194. 短期一般差引額、195. 短期一般特別控除額、196. 短期軽減所得額、197. 短期軽減差引額、198. 短期軽減特別控除額、199. 長期一般所得額、200. 長期一般差引額、201. 長期一般特別控除額、202. 長期特定所得額、203. 長期特定差引額、204. 長期特定特別控除額、205. 長期軽減所得額、206. 長期軽減差引額、207. 長期軽減特別控除額、208. 長期特別所得額、209. 長期特別差引額、210. 長期特別特別控除額、211. 土地等雑所得額、212. 超短期所得額、213. 株式譲渡所得額、214. 株式譲渡一般分所得額、215. 株式譲渡新規公開分所得額、216. 株式譲渡特別控除額、217. 商品先物取引所得額、218. 山林所得額、219. 山林特別控除額、220. 退職所得額、221. 退職所得控除額、222. 退職支払額、223. 市町村源泉退職所得割額、224. 都道府県源泉退職所得割額、225. 勤続年数、226. 就職年月日、227. 退職年月日、228. 総合退職所得額、229. 総合退職所得控除額、230. 特例適用条文1、231. 特例適用条文2、232. 特例適用条文3、233. 変動所得額、234. 前年変動所得額、235. 前々年変動所得額、236. 臨時所得額、237. 平均課税対象金額、238. 免税所得額、239. 肉用牛売却価格、240. 肉用牛免税対象所得額、241. 肉用牛免税対象外所得額、242. 非課税所得額、243. 申告0円所得区分01、244. 申告0円所得区分02、245. 申告0円所得区分03、246. 申告0円所得区分04、247. 申告0円所得区分05、248. 申告0円所得区分06、249. 申告0円所得区分07、250. 申告0円所得区分08、251. 申告0円所得区分09、252. 申告0円所得区分10、253. 最高所得区分、254. 合計所得金額、255. 総所得金額等、256. 所得税総所得金額、257. 所得税合計所得金額、258. 所得税総所得金額等、259. 総所得員通所得額、260. 総合短期員通所得額、261. 総合長期員通所得額、262. 短期一般員通所得額、263. 短期軽減員通所得額、264. 長期一般員通所得額、265. 長期特定員通所得額、266. 長期軽減員通所得額、267. 長期特別員通所得額、268. 土地等雑員通所得額、269. 超短期員通所得額、270. 山林員通所得額、271. 株式譲渡員通所得額、272. 商品先物取引員通所得額、273. 退職員通所得額、274. 所得税総所得員通所得額、275. 所得税総合短期員通所得額、276. 所得税総合長期員通所得額、277. 所得税短期一般員通所得額、278. 所得税短期軽減員通所得額、279. 所得税長期一般員通所得額、280. 所得税長期特定員通所得額、281. 所得税長期軽減員通所得額、282. 所得税長期特別員通所得額、283. 所得税土地等雑員通所得額、284. 所得税超短期員通所得額、285. 所得税株式譲渡員通所得額、286. 所得税商品先物取引員通所得額、287. 所得税山林員通所得額、288. 所得税退職員通所得額、289. 雑員控除額、290. 医療費控除額、291. 社会保険料控除額、292. 小規模共済控除額、293. 生命保険料控除額、294. 所得税生命保険料控除額、295. 生命保険料支払額、296. 個人年金保険料支払額、297. 損害保険料控除額、298. 所得税損害保険料控除額、299. 損害保険料支払額、300. 長期損害保険料支払額、301. 寄付控除ワグ、302. 寄付控除額、303. 所得税寄付金控除額、304. 合計控除額、305. 所得税合計控除額、306. 控除配当該当コード、307. 配偶者区分、308. 配持有無区分ワグ、309. 配偶者特別控除額、310. 所得税配偶者特別控除額、311. 配偶者合計所得金額、312. 扶養一般該当人数、313. 扶養年少該当人数、314. 扶養特定該当人数、315. 扶養老人該当人数、316. 扶養同居老人該当人数、317. 扶養特障該当人数、318. 扶養

同居特障該当人数、319. 扶養普障該当人数、320. 未成年該当コード、321. 老年者該当コード、322. 寡婦該当コード、323. 障害者該当コード、324. 勤労学生該当コード、325. 住民税申告区分、326. 本専区分、327. 配専区分、328. 青色専従該当人数、329. 白色専従該当人数、330. 専従者控除額、331. 繰越損失額、332. 純損失額、333. 譲渡繰越員損失額、334. 特定株式損失額、335. 当年純員損失額、336. 当年譲渡繰越員損失額、337. 当年雑員損失額、338. 当年特定株式損失額、339. 前純員損失額、340. 前譲渡繰越員損失額、341. 前雑員損失額、342. 前特定株式員損失額、343. 前々純員損失額、344. 前々譲渡繰越員損失額、345. 前々雑員損失額、346. 前々特定株式員損失額、347. 所得税総所得課税額、348. 所得税短期一般課税額、349. 所得税短期課税減額、350. 所得税長期一般課税額、351. 所得税長期特定課税額、352. 所得税長期課税結果額、353. 所得税長期特別課税額、354. 所得税土地等雑課税額、355. 所得税超短期課税額、356. 所得税株式課税額、357. 所得税商品先物取引課税額、358. 所得税山林課税額、359. 所得税退職課税額、360. 総所得所得税額、361. 短期一般所得税額、362. 短期課税減額、363. 長期一般所得税額、364. 長期特定所得税額、365. 長期課税結果額、366. 長期特別所得税額、367. 土地等雑所得税額、368. 超短期所得税額、369. 株式所得税額、370. 商品先物取引所得税額、371. 山林所得税額、372. 退職所得税額、373. 所得税配当控除額、374. 住宅借入金特別控除額、375. その他特別控除額、376. 定率控除前所得税額、377. 所得税災害減免額、378. 所得税外国税額控除額、379. 所得税特別減税額、380. 所得税定率控除額、381. 定率控除後所得税額、382. 所得税額、383. 所得税額引エックラフ、384. 総所得課税額、385. 短期一般課税額、386. 短期課税減額、387. 長期一般課税額、388. 長期特定課税額、389. 長期課税結果額、390. 長期特別課税額、391. 土地等雑課税額、392. 超短期課税額、393. 株式課税額、394. 商品先物取引課税額、395. 山林課税額、396. 退職課税額、397. 市町村総所得所得割額、398. 市町村短期一般所得割額、399. 市町村短期課税減額、400. 市町村長期一般所得割額、401. 市町村長期特定所得割額、402. 市町村長期課税結果所得割額、403. 市町村長期特別所得割額、404. 市町村土地等雑所得割額、405. 市町村超短期所得割額、406. 市町村株式所得割額、407. 市町村商品先物取引所得割額、408. 市町村山林所得割額、409. 市町村退職所得割額、410. 市町村算出所得割額、411. 市町村配当控除額、412. 市町村外国税額控除額、413. 市町村調整額、414. 市町村特別減税額、415. 市町村定率控除額、416. 市町村免税額、417. 市町村所得割額、418. 市町村端数切捨所得割額、419. 市町村特別減税前所得割額、420. 市町村定率控除前所得割額、421. 市町村均等割額、422. 市町村民税額、423. 都道府県総所得所得割額、424. 都道府県短期一般所得割額、425. 都道府県短期課税減額、426. 都道府県長期一般所得割額、427. 都道府県長期特定所得割額、428. 都道府県長期課税結果所得割額、429. 都道府県長期特別所得割額、430. 都道府県土地等雑所得割額、431. 都道府県超短期所得割額、432. 都道府県株式所得割額、433. 都道府県商品先物取引所得割額、434. 都道府県山林所得割額、435. 都道府県退職所得割額、436. 都道府県算出所得割額、437. 都道府県配当控除額、438. 都道府県外国税額控除額、439. 都道府県調整額、440. 都道府県特別減税額、441. 都道府県定率控除額、442. 都道府県免税額、443. 都道府県所得割額、444. 都道府県端数切捨所得割額、445. 都道府県特別減税前所得割額、446. 都道府県定率控除前所得割額、447. 都道府県均等割額、448. 都道府県民税額、449. 課税非課税区分コード、450. 所得引非課税ワグ、451. 均等引非課税ワグ、452. 年税額、453. 市町村所得割減免額、454. 市町村均等割減免額、455. 都道府県所得割減免額、456. 都道府県均等割減免額、457. 予備金額 1、458. 予備金額 2、459. 予備金額 3、460. 予備金額 4、461. 予備金額 5、462. 予備項目 1、463. 予備項目 2、464. 予備項目 3、465. 予備項目 4、466. 予備項目 5、467. 退避用履歴判定、468. 株式譲渡上場所得額、469. 所得税株式譲渡上場所得額、470. 所得税株式譲渡所得額、471. 株式譲渡ワグ、472. 株式譲渡上場員通所得額、473. 所得税株式譲渡上場員通所得額、474. 株式上場課税額、475. 所得税株式上場課税額、476. 肉牛軽減課税額、477. 市町村株式上場所得割額、478. 都道府県株式上場所得割額、479. 市町村肉牛軽減所得割額、480. 都道府県肉牛軽減所得割額、481. 株式上場所得税額、482. 肉牛軽減所得税額、483. 株式含む合計所得金額、484. 先物取引損失額、485. 当年先物取引損失額、486. 前先物

取引損失額、487. 前々先物取引損失額、488. 配当割控除額、489. 株式譲渡割控除額、490. 市町村定率控除後所得割額、491. 都道府県定率控除後所得割額、492. 控除超過額、493. 居住用特定譲渡所得額、494. 居住用特定損失額、495. 市町村株式譲渡配当割控除額、496. 都道府県株式譲渡配当割控除額、497. 市町村 65 歳以上の特例控除額、498. 都道府県 65 歳以上の特例控除額、499. 市町村調整控除額、500. 都道府県調整控除額、501. 市町村控除不足額、502. 都道府県控除不足額、503. 市町村内充当額、504. 都道府県内充当額、505. 市町村外充当額、506. 都道府県外充当額、507. 標準税率市町村総所得、508. 標準税率市町村山林、509. 標準税率市町村退職、510. 標準税率市町村算出所得割、511. 標準税率市町村調整額、512. 標準税率定率控除前市町村所得割、513. 標準税率定率控除後市町村所得割額、514. 標準税率市町村 65 歳以上の特例控除額、515. 標準税率市町村所得割、516. 標準税率市町村所得割端数切捨、517. 標準税率市町村均等割、518. 標準税率都道府県総所得、519. 標準税率都道府県山林、520. 標準税率都道府県退職、521. 標準税率都道府県算出所得割、522. 標準税率都道府県調整額、523. 標準税率定率控除前都道府県所得割、524. 標準税率定率控除後都道府県所得割額、525. 標準税率都道府県 65 歳以上の特例控除額、526. 標準税率都道府県所得割、527. 標準税率都道府県所得割端数切捨、528. 標準税率都道府県均等割、529. 政党等寄付金特別控除額、530. 耐震改修特別控除額、531. 住宅借入金特別控除可能額、532. 市町村住宅借入金特別控除可能額、533. 都道府県住宅借入金特別控除可能額、534. 市町村税源移譲減額、535. 都道府県税源移譲減額、536. 標準税率市町村税源移譲減額、537. 標準税率都道府県税源移譲減額、538. 国税更正日、539. 登録区分、540. 寄附金控除自治体分、541. 寄附金控除都道府県指定分、542. 寄附金控除市町村指定分、543. 内私的年金支払額、544. 住民税年金種別、545. 基礎控除対象ワグ、546. 市町村寄附金控除額、547. 都道府県寄附金控除額、548. 内年金ワグ、549. 内特徴ワグ、550. 三徴収ワグ、551. 居住開始年月日、552. 住宅控除区分、553. 住宅借入金残高、554. 居住開始年月日 2、555. 住宅控除区分 2、556. 住宅借入金残高 2、557. 山林純増失額、558. 当年山林純増失額、559. 前山林純増失額、560. 前々山林純増失額、561. 株式配当損失額、562. 分離配当所得額、563. 分離配当損通所得額、564. 所得税分離配当損通所得額、565. 投資等税割控除額、566. 所得税肉牛軽減課税額、567. 所得税分離配当課税額、568. 分離配当課税額、569. 所得税分離配当所得額、570. 市町村分離配当所得割額、571. 都道府県分離配当所得割額、572. 年金本徴収ワグ、573. 年金仮徴収月数、574. 年金仮徴収期別税額、575. 控除不足反映済額、576. 徴収税額特徴分、577. 市町村所得割額特徴分、578. 市町村均等割額特徴分、579. 都道府県所得割額特徴分、580. 都道府県均等割額特徴分、581. 徴収税額普徴分、582. 市町村所得割額普徴分、583. 市町村均等割額普徴分、584. 都道府県所得割額普徴分、585. 都道府県均等割額普徴分、586. 徴収税額半額年金分、587. 市町村所得割額半額年金分、588. 市町村均等割額半額年金分、589. 都道府県所得割額半額年金分、590. 都道府県均等割額半額年金分、591. 徴収税額年金分、592. 市町村所得割額年金分、593. 市町村均等割額年金分、594. 都道府県所得割額年金分、595. 都道府県均等割額年金分、596. 標準税率徴収税額特徴分、597. 標準税率市町村所得割額特徴分、598. 標準税率市町村均等割額特徴分、599. 標準税率都道府県所得割額特徴分、600. 標準税率都道府県均等割額特徴分、601. 標準税率徴収税額普徴分、602. 標準税率市町村所得割額普徴分、603. 標準税率市町村均等割額普徴分、604. 標準税率都道府県所得割額普徴分、605. 標準税率都道府県均等割額普徴分、606. 標準税率徴収税額半額年金分、607. 標準税率市町村所得割額半額年金分、608. 標準税率市町村均等割額半額年金分、609. 標準税率都道府県所得割額半額年金分、610. 標準税率都道府県均等割額半額年金分、611. 標準税率徴収税額年金分、612. 標準税率市町村所得割額年金分、613. 標準税率市町村均等割額年金分、614. 標準税率都道府県所得割額年金分、615. 標準税率都道府県均等割額年金分、616. 年金内訳切替ワグ、617. 徴収税額変更ワグ、618. 特徴内訳保有ワグ、619. 編集用予備項目、620. 新生命保険料支払額、621. 新個人年金保険料支払額、622. 介護保険料支払額、623. 予備金額 6、624. 予備金額 7、625. 予備金額 8、626. 予備金額 9、627. 予備金額 10、628. 予備項目 6、629. 予備項目 7、630. 予備項目 8、631. 予備項目 9、632. 予備項目

	<p>目 10、633. 寄附金控除特例分、634. 市町村申告特例控除額、635. 都道府県申告特例控除額、636. 予備金額 11、637. 予備金額 12、638. 予備金額 13、639. 予備金額 14、640. 予備金額 15、641. 予備金額 16、642. 予備金額 17、643. 予備金額 18、644. 予備金額 19、645. 予備金額 20、646. 予備項目 11、647. 予備項目 12、648. 予備項目 13、649. 予備項目 14、650. 予備項目 15、651. 予備項目 16、652. 予備項目 17、653. 予備項目 18、654. 予備項目 19、655. 予備項目 20、656. 条約適用利子等損通所得額、657. 条約適用配当等損通所得額、658. 特例適用利子等損通所得額、659. 特例適用配当等損通所得額、660. 条約適用利子等課税額、661. 条約適用配当等課税額、662. 特例適用利子等課税額、663. 特例適用配当等課税額、664. 条約適用利子等限度税率、665. 条約適用配当等限度税率、666. 市町村条約適用利子等所得割額、667. 都道府県条約適用利子等所得割額、668. 市町村条約適用配当等所得割額、669. 都道府県条約適用配当等所得割額、670. 市町村特例適用利子等所得割額、671. 都道府県特例適用利子等所得割額、672. 市町村特例適用配当等所得割額、673. 都道府県特例適用配当等所得割額、674. 所得税条約適用利子等限度税率、675. 所得税条約適用配当等限度税率、676. 所得税条約適用利子等損通所得額、677. 所得税条約適用配当等損通所得額、678. 所得税特例適用利子等損通所得額、679. 所得税特例適用配当等損通所得額、680. 所得税条約適用利子等課税額、681. 所得税条約適用配当等課税額、682. 所得税特例適用利子等課税額、683. 所得税特例適用配当等課税額、684. 条約適用利子等所得税額、685. 条約適用配当等所得税額、686. 特例適用利子等所得税額、687. 特例適用配当等所得税額、688. 予備金額 21、689. 予備金額 22、690. 予備金額 23、691. 予備金額 24、692. 予備金額 25、693. 予備金額 26、694. 予備金額 27、695. 予備金額 28、696. 予備金額 29、697. 予備金額 30、698. 処理状況コード、699. 決議ワグ、700. 最新判定、701. 仮最新判定、702. 退避最新判定、703. 通番、704. 決議用処理年月日、705. 世帯外区分該当コード、706. 扶養者個人番号、707. 扶養専従区分該当コード、708. 扶養区分該当コード、709. 障害者区分該当コード、710. 同居特障区分該当コード、711. 同居老人区分該当コード、712. 専従区分該当コード、713. 専従申告区分該当コード、714. 専従者給与入力ワグ、715. 専従者給与所得額、716. 合計所得入力ワグ、717. 決議起因決議用処理年月日</p>	
記 録 範 囲	<p>①受給者、②要件児童 ③配偶者、④施設入所等児童、※統一個人番号が付与されている、※住登外者を含む、※死亡者を除く、※過年度分含む、※消除者を含む</p>	
記録情報の収集方法	<p>■入手元…本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課）、行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構）、地方公共団体・地方独立行政法人（市町村）、日本年金機構 ■入手方法…紙、情報提供ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住民税システム、国民年金システム、サービス検索・電子申請機能</p>	
記録情報の経常的提供先	あり	<p>[提供先の名称等] 都道府県知事等、社会福祉協議会</p>
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課
	[所在地]	あり
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	

個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条
備考	－

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	児童台帳ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室まいく課				
個人情報ファイルの利用目的	教育保育認定、保育料の通知等、入退所に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	あり
記 録 項 目	1氏名・住所等(児童・保護者)、2利用を希望する期間、施設名、3世帯の状況(個人番号含む)、4父母の保育の必要性の事由及び状況、5祖父母の状況、6入所(園)(希望)児童の状況、7同意書兼誓約書、8在職証明書、9診断書				
記 録 範 囲	申請児童、保護者、祖父母				
記録情報の収集方法	保護者の申告、子ども子育て支援システムによる住民情報系システムからの対象世帯の税情報取得				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		対象児童の入所施設			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル(法第60条第2項第1号)とマニュアル処理ファイルに該当(政令第21条第7項に該当するファイル)				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	指導要録ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所、教育部学校教育室学校教育課				
個人情報ファイルの利用目的	認定こども園、保育所において、小学校への接続を円滑に行うために利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3保護者氏名、4性別、5生年月日、6入園日、7転入園、8転、退園、9修了日、10指導要録、11出欠状況				
記 録 範 囲	在籍児童				
記録情報の収集方法	就学時に小学校に提出するための引継ぎ書類を担任等が作成したもの				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	保健ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室精道こども園、西蔵こども園、岩園保育所、緑保育所、消防本部消防室救急課				
個人情報ファイルの利用目的	認定こども園、保育所において、児童の体の成長や発達、健康などについて、記録と管理を行うために利用する。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4体重、5身長、6健康結果（内科・外科・耳鼻科・歯科）7既往症、8住所、9アレルギー（薬剤アレルギー含む。）の有無、10アレルギー、11アナフィラキシー補助治療剤（製剤名：エピペン?）の保持、12常用薬剤、13かかりつけ医、14緊急連絡先				
記 録 範 囲	保育所等に在籍する児童、保育所等において緊急対応時アナフィラキシー補助治療剤を使用を希望する保護者				
記録情報の収集方法	保育所等において測定した結果を記録、保育所等に入園所時において保護者記入により紙提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	病児・病後児保育ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室ほいく課、精道こども園				
個人情報ファイルの利用目的	認定こども園において、病児保育を希望する児童の健康、安全に配慮が必要な事案などに対応するとき運営を円滑に行う時等に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1住所、2氏名、3電話番号、4児童氏名、5児童性別、6児童生年月日、7通園している施設名及び連絡先、8利用理由、9主治医、10緊急連絡先、11病気の内容、12栄養方法、13食事状況、14排泄状況、15ひとり親非課税該当の有無、16医療機関、17病名・症状、18診療形態、19治療経過、20投薬方法、21保育上の留意点、22アレルギーの有無				
記 録 範 囲	病児・病後児保育事業利用者				
記録情報の収集方法	保護者による紙書類の提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	芦屋市個人情報保護法施行条例第4条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	妊娠届出及び母子健康手帳交付ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健全な妊娠経過を送れるよう、必要な情報提供を行い、保健指導を行うにあたり個人情報を基に寄り添った支援実施のため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	あり
記 録 項 目	1届出日、2個人番号、3氏名、4生年月日、5職業、6住所、7電話番号、8同居の家族の有無、9今回の妊娠の経過、10出産歴、11里帰り出産の予定、12感染症について、13アンケート				
記 録 範 囲	妊娠届出書を提出した者				
記録情報の収集方法	妊娠届出書、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	乳幼児健康診査受診者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健康診査を適切に行い、必要な保健指導、精密健康診査等実施するための事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1健診日、2氏名、3健康管理番号、4電話番号、5問診、6健診結果				
記 録 範 囲	乳幼児健康診査問診票を提出した者				
記録情報の収集方法	乳幼児健康診査問診票、アンケート、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		乳幼児健康診査を実施している他市町村			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	妊娠出産子育て支援事業ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	妊婦及び養育者への妊娠出産子育て応援ギフトの給付に係る事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1申請日、2氏名、3生年月日、4住所、5電話番号、6メールアドレス、7該当児との続柄、8振込先				
記 録 範 囲	妊娠出産子育て応援ギフト申請書を提出した者				
記録情報の収集方法	申請書、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	相談利用者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	母性、及び乳幼児の健康の保持増進のため、必要な指導や教育を行うための事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5成育歴、6相談内容、7保健指導内容				
記 録 範 囲	保健指導を受けた者				
記録情報の収集方法	記録表、健康管理カード、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		保健指導を実施している他市町村			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	妊婦健康診査助成券利用者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	妊婦の健康の保持増進のため健康診査を受けられるよう助成を行い、必要な保健指導や請求事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4母子健康手帳交付番号、5検査内容、6検査結果、7保健指導欄				
記 録 範 囲	妊婦健康診査を受けた者				
記録情報の収集方法	妊婦健康診査受診券、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		妊婦健康診査実施医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	定期予防接種接種者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	安全に予防接種が受けられるための事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5接種ワクチン名、6保護者氏名、7問診、8同意欄、9署名欄、10医師確認、11接種結果、12接種ワクチン種類、13接種日				
記 録 範 囲	定期予防接種予診票を提出したもの				
記録情報の収集方法	予診票、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		定期予防接種実施医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	予防接種依頼状ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室子ども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	安全に予防接種が受けられるための事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5希望接種ワクチン名、6保護者氏名、7依頼事由				
記 録 範 囲	予防接種依頼状申請を提出したもの				
記録情報の収集方法	依頼状、健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		定期予防接種実施医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	がん検診対象者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施するがん検診を通じて、疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4受診歴、5受診結果、6受診日				
記 録 範 囲	対象の市民				
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作成年月日		令和5年4月1日		
	行政機関等の名称		芦屋市		
	実施機関の名称		市長		
個人情報ファイルの名称	がん検診受診結果及び精密検査結果ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施するがん検診を通じて、疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5受診結果、6精密検査結果、7精密検査後の処置、8検診受診日、9精密検査受診日				
記録範囲	市が実施するがん検診の受診者				
記録情報の収集方法	問診票、健康管理システム内の情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		各検診実施医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	骨粗しょう症検診受診結果及び精密検査結果ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施する骨粗しょう症検診を通じて、疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5受診結果、6精密検査結果、7精密検査後の処置、8検診受診日、9精密検査受診日				
記 録 範 囲	市が実施する骨粗しょう症検診の受診者				
記録情報の収集方法	問診票、健康管理システム内の情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		一般社団法人芦屋市医師会			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検診受診結果ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施する肝炎ウイルス検診を通じて、疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5受診結果、6受診日				
記 録 範 囲	市が実施する肝炎ウイルス検診の受診者				
記録情報の収集方法	問診票、健康管理システム内の情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		肝炎ウイルス検診実施医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療健康診査対象者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、市民生活部市民室保険課				
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する後期高齢者医療健康診査を通じて、疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4被保険者番号、5健診受診日				
記 録 範 囲	後期高齢者医療制度加入者				
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		兵庫県後期高齢者広域連合			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療健康診査受診結果ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、市民生活部市民室保険課				
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する後期高齢者医療健康診査を通じて、疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7受診結果、8健診受診日				
記 録 範 囲	後期高齢者医療健康診査受診者				
記録情報の収集方法	問診票、本人の申告、兵庫県国民健康保険団体連合会からの専用回線のシステムによる提供				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		兵庫県後期高齢者広域連合			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	各種がん検診無料クーポン事業対象者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施するがん検診の受診率向上のために、各種無料クーポン事業を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7検診結果、8精密検査結果、9検診受診日、10精密検査受診日				
記 録 範 囲	各種がん検診無料クーポン券対象者				
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	肝炎ウイルス検診無料クーポン事業対象者ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施するがん検診の受診率向上のために、無料クーポン事業を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報 の有無	含む	特定個人 情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7検診結果、8精密検査結果、9検診受診日、10精密検査受診日				
記 録 範 囲	肝炎ウイルス検診無料クーポン券対象者				
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	ヘルスアップ事業ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	ヘルスアップ事業実施要領に基づき実施する健康ポイント事業を通じて、参加市民にインセンティブを付与することで自ら健康管理を実施できるための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5歩数、6健診受診日、7健康目標、8日々の取組結果、9アンケート、10測定結果、11保健指導内容、12申込みをした記念品				
記 録 範 囲	ヘルスアップ事業申込者				
記録情報の収集方法	本人からの申告				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	歯科健康診査ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法に基づき実施する歯科健診を通じて、齲歯や歯周病等の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7受診結果、8受診日				
記 録 範 囲	市が実施する歯科健康診査受診者				
記録情報の収集方法	本人からの申告				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		各歯科健康診査実施医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	健康チェックファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する健康チェックを通じて、疾病の早期発見・早期治療、検査精度の管理等を適切に行うための事務処理に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4問診、5既往歴、6現病歴、7受診結果、8受診日				
記 録 範 囲	健康チェック受診者				
記録情報の収集方法	本人からの申告、健康管理システム内の情報				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		一般社団法人芦屋市医師会			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	休日応急診療所診療ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	休日応急診療所の利用者に関する診療及び診療報酬の請求に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4被保険者情報、5病歴、6受診日、7診療内容				
記 録 範 囲	受診者				
記録情報の収集方法	受診者及び保護者等の申告により、受診や請求等に必要な情報を収集する				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		兵庫県国民健康保険団体連合会、社会保険支払基金			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	接種予約者情報ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	年齢や接種歴等に応じて適正にワクチン接種を実施すべく、予約者情報を管理するため。また、保有している予約者情報は、上記管理に関する事務のほか、接種を実施する市内個別医療機関へ提供する予約者名簿作成のために利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報 の有無	含まない	特定個人 情報の有無	なし
記 録 項 目	1 接種日、2 接種時間、3 会場名、4 接種者氏名、5 接種者氏名(カナ)、6 郵便番号、7 住所、8 メールアドレス、9 予約状況、10 備考、11 予約日時、12 市区町村コード、13 接種券番号、14 電話番号、15 携帯電話番号、16 予約ID、17 ワクチンメーカー				
記 録 範 囲	新型コロナワクチン接種の予約者				
記録情報の収集方法	予約時における本人もしくは代理人からの申告				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		市内医療機関			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当(法第60条第2項第1号)				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	接種券発行ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	接種券の発行・発送に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1 接種券番号、2 1回目接種日、3 1回目ワクチン種別、4 1回目ロット番号、5 2回目接種日、6 2回目ワクチン種別、7 2回目ロット番号、8 3回目接種日、9 3回目ワクチン種別、10 3回目ロット番号、11 4回目接種日、12 4回目ワクチン種別、13 4回目ロット番号、14 氏名漢字、15 生年月日、16 送付先郵便番号、17 送付先住所、18 送付先方書、19 住基郵便番号、20、住基住所、21 住基方書、22 氏名カナ				
記 録 範 囲	市民のうち接種券発行対象である者				
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報、予防接種台帳からの収集				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	接種券送付歴ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	接種券の送付状況に関する問合せ対応や、送付歴の管理に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1送付日、2接種券番号、3氏名漢字、4氏名カナ、5生年月日、6住基住所、7住基方書				
記 録 範 囲	市民のうち接種券発行対象である者、申請書を提出した者				
記録情報の収集方法	健康管理システム内の住基情報、予防接種台帳からの収集、申請者からの申告による				
記録情報の経常的提供先	あり	[提供先の名称等]			
		日本旅行ビジネスソリューションズ株式会社			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	あり			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当（法第60条第2項第1号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	予防接種証明書交付管理ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	予防接種証明書の発行に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1 請求者氏名、2 請求者住所、3 請求者生年月日、4 請求者生年月日、5 接種券番号、6 申請する接種証明書の種類、7 代理人氏名、8 代理人住所、9 請求者との続柄、10 代理人電話番号、11 国籍、12 旅券番号、13 接種歴				
記 録 範 囲	申請書を提出した者				
記録情報の収集方法	本人・法定代理人・任意代理人からの申請書類の提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	マニュアル処理ファイルに該当（法第60条第2項第2号）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	接種券発行管理ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	接種券の(再)発行に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1申請者氏名、2電話番号、3被接種者氏名、4住民票住所、5生年月日、6申請内容、7申請理由、8希望する接種券種別、9直近の接種情報、10送付先住所				
記 録 範 囲	申請書を提出した者				
記録情報の収集方法	本人・法定代理人・任意代理人からの申請書類の提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	住所地外接種届管理ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	住所地外接種届に関する事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含まない	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1申請者氏名、2電話番号、3被接種者氏名、4住民票のある市区町村名、5居住先の市区町村名、6生年月日、7性別、8希望する種別、9直近の接種情報、10住民票所在地の市区町村コード、11接種券番号、12届出理由、13送付先住所				
記 録 範 囲	申請書を提出した者				
記録情報の収集方法	本人・法定代理人・任意代理人からの申請書類の提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	予診票管理ファイル				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	接種費・事務手数料等の請求時に医療機関等から提出される予診票について、接種記録確認や間違い接種の有無確認等に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1 接種券番号、2住所、3氏名、4電話番号、5生年月日、6年齢、7性別、8問診項目、9署名、10署名日付、11ワクチン名、12ロット番号、13接種量、14接種実施場所、15医師名、16医療機関コード、17接種年月日				
記 録 範 囲	新型コロナワクチン被接種者				
記録情報の収集方法	医療機関等からの提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名 称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所 在 地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイル（法第60条第2項第1号）とマニュアル処理ファイルに該当（政令第21条第7項に該当するファイル）				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				

様式第1号

個人情報ファイル簿	作 成 年 月 日		令和5年4月1日		
	行 政 機 関 等 の 名 称		芦屋市		
	実 施 機 関 の 名 称		市長		
個人情報ファイルの名称	予防接種台帳				
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター				
個人情報ファイルの利用目的	予防接種の記録管理、接種対象者の抽出事務に利用するため。				
個人情報の本人数	1,000人以上	要配慮個人情報の有無	含む	特定個人情報の有無	なし
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6異動情報(転入出情報・年月日)、7世帯主、8接種記録(ワクチンの種類、回数、接種日、接種機関、ワクチンメーカー、ロット番号、接種量)				
記 録 範 囲	予防接種の被接種者				
記録情報の収集方法	医療機関からの問診票の提出				
記録情報の経常的提供先	なし	[提供先の名称等]			
		-			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	[名称]	芦屋市総務部総務室総務課			
	[所在地]	なし			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	なし				
個人情報ファイルの別	電子計算機処理ファイルに該当(法第60条第2項第1号)				
個人情報ファイル簿作成・公表の根拠	個人情報の保護に関する法律第75条				
備 考	-				